

訪問緩和サービス登録介護職員

緩和サービス資格研修者募集

平成 29 年 4 月から、会津若松市で総合支援事業が始まりました。

高齢者の皆様の介護予防と日常生活の自立を支援し、要支援・要介護状態の予防を目的とし、住み慣れた地域で、安心して住み続けられることを目指した事業です。

訪問緩和サービス（緩和した基準によるサービス）

必ずしも専門的なサービスを必要とされない方、要支援または認定が非該当となった方を対象に、一定の研修受講者が調理や掃除などの生活援助を行えるようにします。サービスの考え方は訪問相当サービスと同様です（身体介護は行いません）

訪問例）ゴミ出し、掃除・洗濯・簡単な調理、灯油入れなどで、1回あたり1時間以内に行える援助

下記日程で、「緩和サービス」のみ行える資格者養成研修を行います。

ぜひ、地域で支援を必要としている方への訪問活動をおこなってみませんか？

回	日時	内容	講師	会場
第1回	平成 29 年 5 月 16 日 8:45~12:00	高齢者サービスと訪問介護員に求められる姿を理解する 健康管理や訪問時の健康観察の視点を理解する	社会福祉協議会 介護福祉士・看護師	社会福祉協議会
第2回	平成 29 年 5 月 17 日 8:45~12:00	介護保険の訪問介護サービスを知る 介護概論・生活援助の方法	社会福祉協議会 介護福祉士	社会福祉協議会
第3回	平成 29 年 5 月 18 日 8:45~12:00	実際の訪問時を想定して、サービス提供を体験する	社会福祉協議会 介護福祉士	社会福祉協議会
第4回	平成 29 年 5 月 訪問日程調整後決定	サービス提供の様子を見学し、サービス提供の実際を理解する	社会福祉協議会 訪問介護員	若松市内

○対象：研修を全過程修了できる方で、就労可能な方

○定員：10名

○研修費：無料

○お問い合わせ：会津若松市社会福祉協議会 福祉サービス事業課

☎ 0242-28-4030 FAX 0242-28-4039

○お申込み先：電話にてお申込みください。

○申し込み期限：4月28日（金）